

意見書案第 7 号

消費税減税を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 6 月 16 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 三 宅 隆 介

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

消費税減税を求める意見書

我が国の実体経済は、コストプッシュ型インフレ及び生産年齢人口比率の低下に伴う人手不足があいまって物価が高止まりしている一方、名目賃金の伸び率が物価上昇に追い付かない状況が続いていることから、名目賃金から物価変動の影響を除外した実質賃金は下落の一途をたどっており、厚生労働省が公表した３月の実質賃金確報値を見ても、きまって支給する給与は３８か月連続で前年同月比マイナスを更新している。

さらに、電気代やガス代といった光熱費に対する国の補助は不十分なものであり、とりわけ消費税は消費者のみならず、中小零細事業者の経営にも大きな圧迫を与えている。

消費税は預かり金、すなわち間接税として一般的に認識されているが、法律上は事業者を納税者と規定する直接税であり、いわば第二の法人税とも言え、法人税は利益を上げていない事業者には課されないものの、消費税は利益を上げていない事業者にも容赦なく適用されるもので、その負担は極めて重い。

こうした経済環境において最も効果的な政策こそ、消費税率の引き下げであり、例えば、昨今の消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）の推移を見ても、仮に消費税率を５％に引き下げるだけで物価上昇相当分以上に相殺され、消費者や事業者の負担は大幅に軽減されることになる。

しかしながら、通貨発行権を有しない地方自治体においては、地方消費税は財源の一つとされていることから、消費税率の引き下げに当たっては、国税部分の税率を引き下げる必要がある。

よって、国におかれては、消費者や事業者に重い負担を強いている消費税の国税部分の税率を引き下げるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣